

指定訪問看護および介護予防訪問看護 重要事項説明書

埼玉精神神経センター 訪問看護ステーション

〒338-8577

住所 さいたま市中央区本町東6-11-7

TEL 048-857-6829

FAX 048-857-6831

◇事業所の概要

事業所名	埼玉精神神経センター訪問看護ステーション
事業所番号	1166590301
指定年月日	平成23年(2011年)4月1日 指定(介護予防)訪問看護
法人名・代表者 所在地	社会福祉法人 シナプス 理事長 丸木 雄一 埼玉県さいたま市中央区本町東6-11-1
事業所の所在地	埼玉県さいたま市中央区本町東6-11-7
連絡先	電話 048-857-6829 / FAX 048-857-6831
緊急連絡先	電話 048-851-7293 (転送電話)
管理者	亀山 寿穂

◇職員の体制

職種	常勤	兼務	業務内容
管理者	0名	1名	所属職員を指導し適切な事業の運営が行われるよう総括する。
看護師等(保健師、 准看護師を含む)	2名 以上	0名	訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を行う。
理学療法士	0名	6名	訪問リハビリテーション
事務職員	1名以上		一般事務・料金請求等と看護補助業務

◇営業日時と訪問範囲

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日) 但し、緊急性がある場合はその限りではない
営業時間	午前9時～午後5時(24時間連絡体制なし)
通常の事業の実施 地域	さいたま市大宮区(上小町、吉敷町、桜木町、仲町、下町、浅間町、大門町、三橋2～4丁目、宮町1～2丁目、大成町1丁目、北袋町1丁目)、 さいたま市中央区(円阿弥、上落合、桜丘、下落合、新都心、八王子、本町西、本町東、上峰4丁目)、桜区(白鍬)の区域とする

◇事業の目的と運営方針

「病気を患っても、住み慣れた我が家で、自分らしく、家族と共に暮らしたい」
とそう願われる方々のご自宅での安定した療養生活を支援します。

利用者の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、
生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの
綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

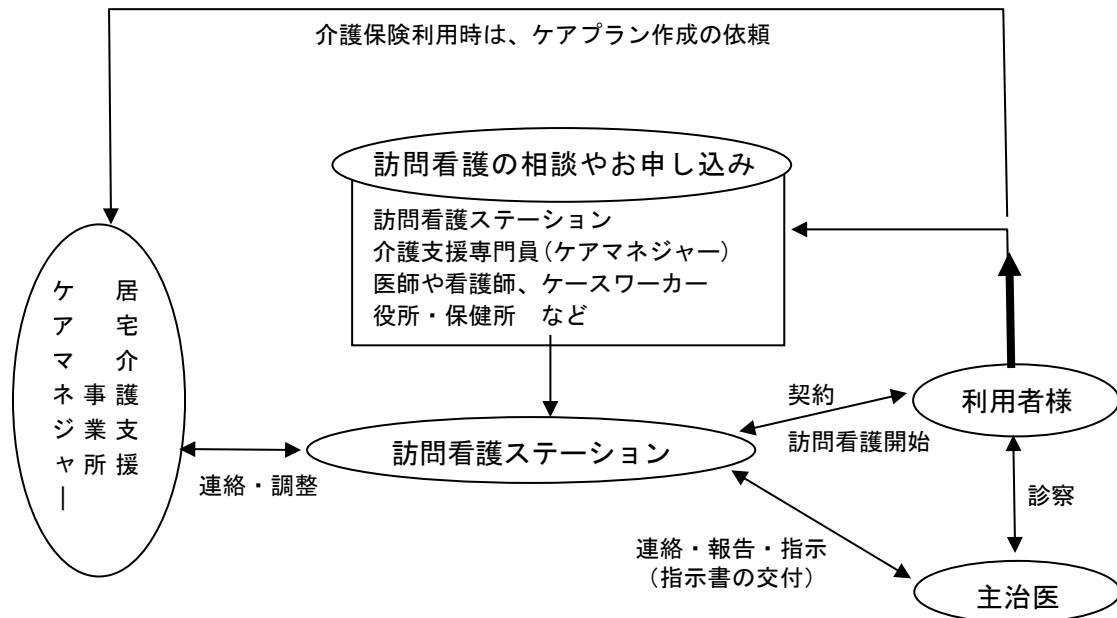
◇秘密保持

1. 事業者及び看護師等は、個人情報保護法に基づき、サービス提供をするうえで知り得た利用者及び家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者はサービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。

◇訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

訪問看護は、看護師等がご自宅を訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスです。介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。

主治医の治療方針やケアマネジャー立案のケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が継続できます。



◇訪問回数と時間

必要とされるケア内容をご相談させていただき、かかりつけ医の指示のもと、1回の訪問時間が30分～1時間程度でサービス提供できるように調整いたします。

訪問回数は、介護保険ご利用の方は、ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画にそった回数となります。医療保険をご利用の方は、週3回までが限度となります。但し、厚生労働大臣の定める疾病または状態の方^{*1*2}は日数の制限はなく、営業日内で訪問となります。また、高度な医療行為を行うなど、必要時は1日3回までの訪問が可能です。

利用されている保険に関わらず、かかりつけ医から診療に基づき、利用者の健康状態が急に著しく悪化した場合、または終末期の場合、または退院直後の場合に、一時的に週4日以上訪問が必要であると判断された時は、特別訪問看護指示書が交付されます。交付日から連続した14日を限度として医療保険の訪問看護を行います。また、気管カニューレを使用している状態や真皮を越える重度の褥創の状態にある者に対しては、特別訪問看護指示書を月に2回まで交付することができます。

◇医療保険で利用できる訪問看護ステーション数

- ・週3日以内の訪問の場合：1か所まで
- ・厚生労働大臣が定める疾病等の利用者^{*1*2} または 特別訪問看護指示書の指示期間中に週4日以上訪問が必要な場合：2か所まで
- ・厚生労働大臣が定める疾病等の利用者^{*1*2}で毎日訪問が必要な場合：3カ所まで
(但し、緊急訪問が利用できるステーションは1カ所になります。)

◇訪問看護の内容

- ・健康状態の観察（体温・脈拍・血圧・呼吸の測定、病状の観察と相談）
- ・日常生活援助と指導（食事・排泄・清潔保持・服薬・床ずれ予防など）
- ・医療機器管理（人工呼吸器・吸引器・在宅酸素 など）
- ・医療処置（気管カニューレ・胃瘻・点滴・注射・尿道カテーテル・床ずれその他創部の処置）
- ・リハビリテーション（寝たきりの予防・手足の運動・日常生活動作の訓練など）
※理学療法士等による訪問看護は看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりとして訪問させるものです
- ・療養生活や介護方法、福祉サービス利用についての相談や指導
- ・終末期の看護

◇利用者負担金

1. 訪問看護利用料（内訳は次項以降の利用料金を参照してください）
介護保険利用の場合：一月の利用金額の自己負担割合証に記載の負担割合に応じた金額
医療保険利用の場合：各保険の自己負担割合に応じた金額
* 厚生労働大臣の定める疾病*¹や身体障害による医療受給者などで、公費負担対象の方はこの限りではありません
2. 交通費・その他費用

交通費 （ステーションからご自宅までの片道の道のり）	2 Km 未満	無料
	2 Km 以上 3 km 未満	5 0 円
	3 km 以上から 1 km 増す毎に	5 0 円加算
有料駐車場利用した場合（介護保険利用の方は発生しません）		実費
衛生材料等、処置上必要な物品		実費
お亡くなりになった後のケア及び処置		8, 0 0 0 円（税別）
保険が適応されないサービス	3 0 分未満/1 回	7, 0 0 0 円（税別）
	6 0 分未満/1 回	1 2, 0 0 0 円（税別）

◇お支払い方法

月締めで会計を行います。
ご利用月の翌月上旬頃、訪問した際に請求書をお渡しいたします。
訪問時に集金いたしますので、現金でお支払いをお願いいたします。
月の途中で訪問看護のご利用がなくなった場合は、会計が出来しだいご連絡いたします。
お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので保管をお願いします。
（医療費控除の還付金請求の際に必要となることがあります）
尚、領収書の再発行はできませんのでご了承下さい。

◇利用料金

医療保険ご利用の方

下記の金額の1～3割をご負担いただきます。

医療受給者証の種類によっては公費負担適応になり、負担が軽減される場合があります。

1. 療養費（基本療養費と管理療養費を合わせて請求）

名称	算定要件等	金額
訪問看護基本療養費Ⅰ （同一建物居住者以外） （1日につき）	看護師・助産師・保健師による場合 週3日まで 週4日目以降 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合	5,550円 6,550円 5,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ （同一建物居住者） （1日につき）	看護師・助産師・保健師による場合 同一日に2人まで 週3日まで 週4日目以降 同一日に3人以上 週3日まで 週4日目以降 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合 同一日に2人まで 同一日に3人以上	5,550円 6,550円 2,780円 3,280円 5,550円 2,780円
訪問看護基本療養費Ⅲ （外泊時）	入院中1回 厚生労働大臣が定める疾病や状態は2回	8,500円
管理療養費 （1日につき）	月の初日	7,670円
	2日目以降（管理療養費Ⅰ）	3,000円
ターミナルケア療養費1 （1日につき）	自宅で終末期のケアを行った場合	25,000円
ターミナルケア療養費2 （1日につき）	施設で終末期のケアを行った場合	10,000円
情報提供療養費1 （一月につき）	区市町村等へ必要な情報を提供した場合	1,500円
情報提供療養費2 （年度につき1回）	学校、保育所等へ必要な情報を提供した場合	1,500円
情報提供療養費3 （一月につき）	保険医療機関等へ入院・入所の際、必要な情報を提供した場合	1,500円
訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅱ） （1日につき月1回まで）	専門性の高い看護師と共同して訪問看護を行った場合	12,850円

2. その他加算（病状や条件によっては以下の料金が加算されます）

名称	算定要件等	金額
夜間・早朝訪問看護加算 （1回につき）	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）に訪問した場合	2, 100円
深夜訪問看護加算 （1回につき）	深夜（22時～6時）に訪問した場合	4, 200円
難病等複数回訪問加算 （1日につき）	1日に2回訪問した場合 同一建物内1人又は2人	4, 500円
	同一建物内3人以上	4, 000円
	1日に3回以上訪問した場合 同一建物内1人又は2人	8, 000円
	同一建物内3人以上	7, 200円
長時間訪問看護加算 （週1回を限度）	90分を超える訪問をした場合 （特掲診療料の施設基準等別表第八* ² 、特別訪問看護指示書の交付を受けた者に対し）	5, 200円
退院時共同指導加算 （初回訪問時に1回）	入院中又は入所中の利用者に対して在宅における療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合（対面以外の方法も可）	8, 000円
特別管理指導加算	特掲診療料の施設基準等別表第七* ¹ の状態にある場合追加加算	2, 000円
退院支援指導加算 （初回訪問時に1回）	厚生労働大臣が定める疾病の者に対し退院日に療養上必要な指導を行った場合（90分未満）	6, 000円
	90分をこえた場合又は、複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合	8, 400円
在宅患者連携指導加算 （一月につき1回まで） （複数の訪問看護で算定可）	訪問診療を実施している医療関係職種で文書により情報共有を行い、共有された情報を基に療養上の指導を行った場合	3, 000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （一月につき2回まで）	状態の急変等に伴い、在宅療養を担う医療機関の医師の求めによりその医師、看護師等関係者等で自宅にてカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合（対面以外の方法も可）	2, 000円
複数名訪問看護加算 2. は身体的理由、暴力行為等により1人の看護師等による訪問が困難な場合 3. は厚生労働大臣が定める疾病等* ^{1*2} 、特別訪問看護指示書期間中に該当する者	1. 他の看護師等（看護師、保健師、理学療法士・作業療法士）と同時に訪問した場合（週に1回） 同一建物内1人又は2人	4, 500円
	同一建物内3人以上	4, 000円
	2. その他の職員（看護師等又は看護補助者）と同時に訪問した場合（週に3回） 同一建物内1人又は2人	3, 000円
	同一建物内3人以上	2, 700円
	3. その他の職員（看護師等又は看護補助者）と同日に複数回同時に訪問した場合 同一建物内1人又は2人：1日につき1回	3, 000円
	2回	6, 000円
	3回以上	10, 000円
	同一建物内3人以上：1日につき1回	2, 700円
	2回	5, 400円
	3回以上	9, 000円
訪問看護医療 DX 情報活用加算 （月1回）	電子資格確認等により情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合	50円

厚生労働大臣が定める疾病や状態

* 1 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の利用者

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重傷度分類がステージ3以上かつ生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を装着している状態

* 2 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる状態等の利用者

在宅指導管理（麻薬等注射、腫瘍化学療法注射、強心剤持続投与）を受けている状態

在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、

気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

次の在宅指導管理を受けている状態

〔 酸素療法、人工呼吸療法、持続陽圧呼吸療法、成分栄養経管栄養法、中心静脈栄養法、自己導尿、自己腹膜灌流、血液透析、自己疼痛管理、肺高血圧症患者 〕

人工肛門または人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥創がある状態

在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

◇訪問看護医療 DX 情報活用について

当事業所は厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た訪問看護ステーションの看護師等が、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより利用者の診療情報等を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行ってまいります。なお、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。資格情報の提供は、利用者及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

介護保険をご利用の方（要介護者、要支援者）

1. 基本料金

$$\boxed{\text{サービスごとの単位数} \times \text{回数}} \times \boxed{\text{地域ごとの1単位の単価}} \times \text{負担の割合}$$

さいたま市 11.05 円

原則として1割～3割が利用者の負担額となります

職種	訪問時間	単位数	
		介護（要介護）	予防（要支援）
看護師	30分未満	471単位	451単位
	30分以上1時間未満	823単位	794単位
	1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,090単位
理学療法士	20分（1回20分）	294単位	284単位
	40分（20分×2）	588単位	568単位

※理学療法士による訪問看護は、1回あたり20分以上とし、週に6回が限度です

※予防の場合、利用開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に実施した場合は、所定単位数から1回につき、15単位を減算して計算します

2. 各種加算料金

【時間外の場合】

ケアプランに基づく訪問又は特別管理加算の方で、ひと月のうち2回目以降の時間外が対象

項目	内容		介護（要介護）	予防（要支援）
早朝・夜間加算 （6時～8時） （18時～22時）	25%加算	30分未満	589単位	564単位
		30分以上 1時間未満	1,029単位	993単位
		1時間以上 1時間30分未満	1,410単位	1,363単位
深夜加算 （22時～6時）	50%加算	30分未満	707単位	677単位
		30分以上 1時間未満	1,235単位	1,191単位
		1時間以上 1時間30分未満	1,692単位	1,635単位

【その他加算】

項目	内容		単位数
退院時共同指導加算 (初回訪問月に1～2回)	入院中または入所中の者に対して在宅生活における必要な指導を行いその内容(文書以外も可)を提供した場合		600単位
初回加算(Ⅰ)	新規利用者で退院日当日に訪問した場合		350単位
初回加算(Ⅱ)	退院日の翌日以降に訪問した場合		300単位
特別管理加算Ⅰ (月1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態		500単位
特別管理加算Ⅱ (月1回)	在宅酸素療法等の指導管理を受けている状態や人工肛門設置や真皮を超える褥瘡の状態		250単位
長時間訪問看護加算 (特別管理加算の対象者に対して)	1回の訪問が90分以上超えた場合 1回につき		300単位
複数名訪問加算Ⅰ	2人の看護師が同時に訪問した場合	30分未満	254単位
		30分以上	402単位
複数名訪問看護加算Ⅱ	看護補助者が同時に訪問した場合	30分未満	201単位
		30分以上	317単位
口腔連携強化加算 (月1回)	口腔状態の評価を歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合		50単位

同一建物住居者の減算について

* 限度額管理の対象外

所定単位数の90%を算定	・事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人未満の場合) ・上記以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
所定単位数の85%を算定	・事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ・上記建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合

3. 特別訪問看護指示書が交付された場合

医療保険が適応されます(別紙参照)

かかりつけ医により、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の指示が出された場合

◇緊急時の連絡方法

緊急時の対応についてはあらかじめご相談の上、対応内容を取り決めています。

24 時間連絡体制ではないため、営業時間外は、かかりつけ医に直接ご連絡ください。

かかりつけ医：

電話番号：

◇事故発生時の対応・安全管理について

訪問看護提供に際し、事故のないよう細心の注意を払っておりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに適切な対応処を行います。

安全管理対策（感染予防対策を含む）については、埼玉精神神経センター医療安全対策管理指針をもとに対応を行います。また、ハラスメント対策や高齢者虐待防止への対応も、社会福祉法人シナプスが定める規定やマニュアルにも則り対応を行います。

職員は安全なサービス提供ができるよう、知識・技術の向上に努めます。また、事故原因を明確にすると共に、再発防止に努めます。

◇災害発生時の対応について

- (1) 火災・地震・水害などの自然災害が発生した場合は、関係機関への連絡や利用者の安否確認・避難誘導など必要な対策を講じます。
- (2) 災害発生時又は発生後は、状況により訪問を変更または中止させていただく場合があります。
- (3) 万一の場合には、安全確認をした上でサービス提供終了時間前であってもサービスを終了させていただく場合があります。

◇業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

◇虐待防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
- (4) 虐待の防止に関する担当者を置いています。

◇看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

◇ご利用の中止・終了について

以下の事由が発生した場合は、契約が解除され、訪問中止または終了となります。

- (1) 利用者本人あるいは代理人により訪問中止、終了の申し出があった場合
- (2) 利用者本人が入院した場合（入院した日より訪問は中止され、その後、2 か月間ご利用がない場合は終了となります。）
- (3) 利用者本人が介護施設等に入所した場合
※尚、退院・退所された場合は再契約することができます
（但し、当訪問看護ステーションが何らかの理由により対応の限界に達した場合は、話し合いの上再契約できない場合があります）
- (4) 利用者本人が死亡した場合
- (5) 職員へのハラスメント行為（叩く、蹴る、暴言、大声を発する、不必要な接触、性的な発言やいやがらせ行為等）が発生した場合
- (6) サービス提供中に職員の写真や動画の撮影をすること、記録したデータ等を無断で SNS 等に掲載した場合

◇相談・苦情・ハラスメント・虐待に関する窓口

提供されたサービスや様々な場面におけるご相談や苦情・ハラスメントや虐待は、受付担当者が受け承ります。受け付けられた内容を苦情・ハラスメントおよび虐待防止に関する解決責任者に報告し、迅速かつ誠実に対応いたします。また、社会福祉法人シナプスの関連施設とも共に迅速に対応いたします。また、その他の公的機関へ相談することもできます。

職員又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報いたします。

- ① 苦情・ハラスメントおよび虐待防止に関する受付担当者：職員全員

連絡先：TEL 048-857-6829 / 048-851-7293

FAX 048-857-6831

- ② 苦情・ハラスメントおよび虐待防止に関する当事業所解決責任者

管理者：亀山 寿穂

連絡先：TEL 048-857-6829 / 048-851-7293

FAX 048-857-6831

(①②受付時間 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00)

③ その他

さいたま市介護保険課	0 4 8 - 8 2 9 - 1 2 6 4
さいたま市中央区高齢介護課	0 4 8 - 8 4 0 - 6 0 6 7
埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	0 4 8 - 8 2 2 - 1 2 4 3
埼玉県国民健康保険団体連合会	0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8

◇第三者評価の実施状況 ☐ 無 ・ 有 ()